

全日本不動産協会 兵庫県本部 御中

滋賀県知事 三日月 大造



浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

平素は、本県の流域治水行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号。以下「条例」とします。）を策定し、流域治水の推進に取り組んでおります。

このたび、条例第13条の規定に基づき、大津市大石富川地区において、令和3年8月24日に浸水警戒区域の指定告示を行いましたので、情報提供いたします。

なお、浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますので、貴団体におかれましては、加盟団体への周知について御協力のほどお願いいたします。

記

1. 浸水警戒区域の所在地

大津市大石富川一丁目、二丁目および三丁目

2. 浸水警戒区域の表示および浸水警戒区域における想定水位

図面は滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県大津土木事務所、大津市総務部危機・防災対策課および大津市大石支所に備え置いて縦覧に供する。

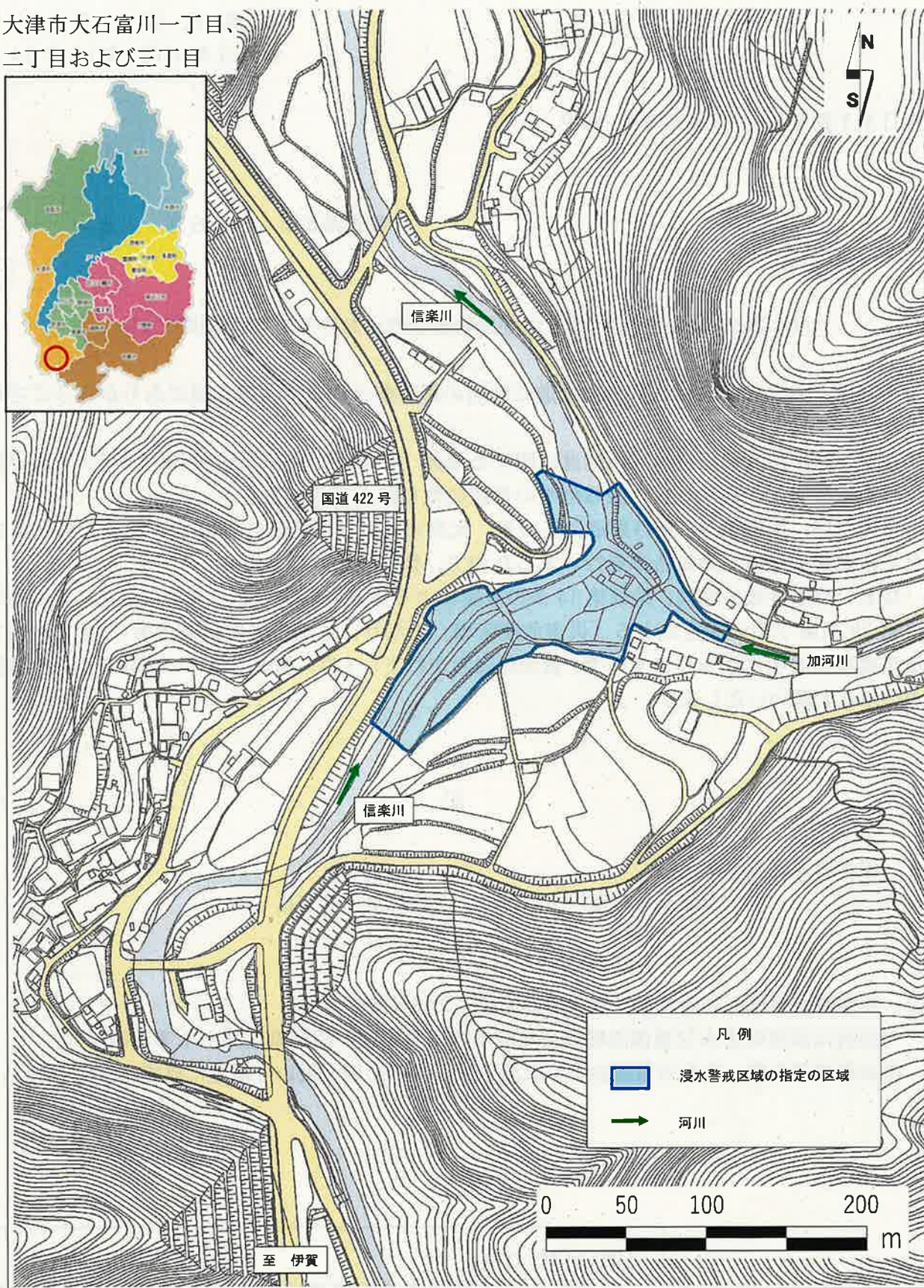
【問い合わせ先】

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室 山田・北井

電話：077-528-4290 FAX：077-528-4904

E-Mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp

大津市大石富川一丁目、
二丁目および三丁目



凡 例

	浸水警戒区域の指定の区域
	河川

